

平成30年9月10日

日本放送協会放送受信料免除基準の変更の認可  
(平成30年9月10日 諮問第25号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(梶田課長補佐、東出係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(広瀬課長補佐、桐明係長)

電話：03-5253-5778

## 日本放送協会放送受信料免除基準の変更の認可

### 1 申請の概要

日本放送協会から、放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 64 条第 2 項の規定に基づき、以下のとおり、日本放送協会放送受信料免除基準の変更の認可申請があった。

○ 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）（抄）  
（受信契約及び受信料）

第六十四条 （略）

2 協会は、あらかじめ、総務大臣の認可を受けた基準によるのでなければ、前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない。

3・4 （略）

#### （1）受信料免除基準の変更の概要及び理由

親元などから離れて暮らす学生のうち、経済的に厳しい状況にある学生を受信料免除の対象とするため、規定の整備を行うものである。あわせて、その他の用語の整備を行う。

なお、本件変更は、NHK受信料制度等検討委員会の答申（平成 30 年 1 月 12 日）及び視聴者・国民からの意見募集（平成 30 年 7 月 27 日から同年 8 月 9 日まで）の結果を踏まえて行うものである。

## (2) 新たに免除対象となる者

経済的に厳しい状況にある学生※が、生計をともにする者の住居等とは別の住居に受信機を設置して締結する放送受信契約について、受信料の負担を軽減するため、全額免除とする。

※学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条、第124条又は第134条に規定する学校の生徒・学生

対象	概要	新たに免除となる件数(見込)
奨学金受給対象	<p>経済的理由の選考基準がある以下の奨学金制度の奨学金を受給している学生</p> <p>① 日本学生支援機構、地方公共団体、学校及び教育の機会均等に寄与するための奨学金事業を実施することを目的とする公益法人の奨学金制度</p> <p>② ①の奨学金制度と趣旨目的が一致するとNHKが認める奨学金制度</p>	21万件
授業料免除対象	<p>学校が設ける授業料免除制度のうち、経済的理由の選考基準があるものの適用を受けている学生</p>	
市町村民税非課税世帯	<p>世帯の構成員の全員が市町村民税(特別区民税を含む。)非課税の措置を受けている場合で、当該世帯の構成員と生計をともにする学生</p>	
公的扶助受給世帯	<p>世帯が公的扶助(生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する扶助等)を受けている場合で、当該世帯の構成員と生計をともにする学生</p>	

※ 上記免除事由の存続の確認については、日本放送協会放送受信規約第10条第5項の調査(免除を受けている者からの免除の理由の証明書の提出)によることとし、学生の修業年限の最終年度に行うものとする。

## (3) 日本放送協会放送受信料免除基準の変更案

「日本放送協会放送受信料免除基準」新旧対照表

( \_\_\_\_\_ 部分は、変更部分)

変更案	現行
<p>1 全額免除 (社会福祉施設等)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(学校)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(公的扶助受給者)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(市町村民税非課税の障害者)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(社会福祉施設等入所者)</p> <p>(5) (略)</p> <p><u>(奨学金受給対象等の別住居の学生)</u></p> <p><u>(6) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、第124条に規定する専修学校または第134条に規定する各種学校(修業年限が1年以上あるものに限る。)(別表4において「学校等」と総称する。)</u> <u>に在学する別表4に掲げる学生が生計をともにする者の住居とは別の住居に受信機を設置して締結する放送受信契約。なお、当該学生について、生計をともにする者がいない場合は、当該学生が住居に受信機を設置して締結する放送受信契約も含む。</u></p>	<p>1 全額免除 (社会福祉施設等)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(学校)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(公的扶助受給者)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(市町村民税非課税の障害者)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(社会福祉施設等入所者)</p> <p>(5) (略)</p>

(災害被災者)

- (7) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助が行われた区域内において、当該救助に係る災害により半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物に受信機を設置して締結されている放送受信契約。この場合において、免除の期間は、当該救助の期間の初日の属する月およびその翌月の 2 か月間とする。
- (8) (7)によるもののほか、非常災害があった場合において、免除すべき放送受信契約の範囲および免除の期間につき、あらかじめ総務大臣の承認を受けたもの

## 2 半額免除

(視覚、聴覚障害者)

- (1) (略)

(重度の障害者)

- (2) 別表 5に掲げる重度の障害者（(1)に該当する者を除く。）で、住民基本台帳法にいう世帯主である者がその住居に受信機を設置して締結する放送受信契約

(重度の戦傷病者)

- (3) (略)

## 3 免除事由の調査

日本放送協会放送受信規約第 10 条第 4 項の調査は、基準第 1 項(3)および(4)による免除については 1 年ごと、基準第 1 項(1)、(2)および(5)ならびに基準第 2 項による免除については 2 年ごとに行なうものとする。

基準第 1 項(6)による免除については、日本放送協会放送受信規約第 10 条第 5 項の調査によることとし、学生の修業年限の最終年度に行なうも

(災害被災者)

- (6) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助が行われた区域内において、当該救助に係る災害により半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物に受信機を設置して締結されている放送受信契約。この場合において、免除の期間は、当該救助の期間の初日の属する月およびその翌月の 2 か月間とする。
- (7) (6)によるもののほか、非常災害があった場合において、免除すべき放送受信契約の範囲および免除の期間につき、あらかじめ総務大臣の承認を受けたもの

## 2 半額免除

(視覚、聴覚障害者)

- (1) (略)

(重度の障害者)

- (2) 別表 4に掲げる重度の障害者（(1)に該当する者を除く。）で、住民基本台帳法にいう世帯主である者がその住居に受信機を設置して締結する放送受信契約

(重度の戦傷病者)

- (3) (略)

## 3 免除事由の調査

日本放送協会放送受信規約第 10 条第 4 項の調査は、基準第 1 項(3)および(4)による免除については 1 年ごと、基準第 1 項(1)、(2)および(5)ならびに基準第 2 項による免除については 2 年ごとに行なうものとする。

のとする。

付 則

(施行期日)

1 この基準は、平成31年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 (略)

別表1 (略)

別表2

学 校	学校教育法に規定する学校のうち、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）、特別支援学校および幼稚園
-----	---

別表3 (略)

別表4

学 生	<p><u>(奨学金受給対象の学生)</u></p> <p>1 <u>独立行政法人日本学生支援機構、地方公共団体、基準第1項(6)に規定する在学先の学校等および教育の機会均等に寄与するための奨学金事業を実施することを目的とする公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に基づく公益法人が設ける奨学金制度のうち、経済的理由の選考基準がある奨学金制度の奨学金を受給している学生</u></p>
-----	--

付 則

(施行期日)

1 この基準は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 (略)

別表1 (略)

別表2

学 校	学校教育法 <u>(昭和22年法律第26号)</u> に規定する学校のうち、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）、特別支援学校および幼稚園
-----	---

別表3 (略)

2 別に定めるところにより、経済的理由の選考基準があり、1の奨学金制度と趣旨目的が一致するとNHKが認める奨学金制度の奨学金を受給している学生

(授業料免除対象の学生)

3 基準第1項(6)に規定する在学先の学校等が設ける授業料免除制度のうち、経済的理由の選考基準がある授業料免除制度の適用を受けている学生

(市町村民税非課税世帯の学生)

4 世帯の構成員の全員が市町村民税（特別区民税を含む。）非課税の措置を受けている場合で、当該世帯の構成員と生計をともにする学生

(公的扶助受給世帯の学生)

5 世帯が基準第1項(3)に規定する公的扶助を受けている場合で、当該世帯の構成員と生計をともにする学生

(注) 本表における「学生」とは、学校教育法上の学生または生徒を意味するが、聴講生、科目等履修生は含まない。

別表 5

重度の障害者	(重度の身体障害者)
	1 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を所持する者のうち、障害等級が1級または2級である重度の身体障害者
	(重度の知的障害者)

別表 4

重度の障害者	(重度の身体障害者)
	1 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を所持する者のうち、障害等級が1級または2級である重度の身体障害者
	(重度の知的障害者)

<p>2 所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障害者と判定された者</p> <p>(重度の精神障害者)</p> <p>3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持する者のうち、障害等級が1級である重度の精神障害者</p>	<p>2 所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障害者と判定された者</p> <p>(重度の精神障害者)</p> <p>3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持する者のうち、障害等級が1級である重度の精神障害者</p>
--	--

(4) 受信料の免除が事業収支に及ぼす影響

(平成30年度)

減収額 4.2億円

支出額 1.7億円

(平成31年度以降)

減収額 年間23億円

(5) 実施しようとする時期

平成31年2月1日から施行する。

なお、平成30年12月を目途に、基準第1項(6)による免除申請の事前受付を開始予定。

## 2 審査の結果

本件申請は、親元等から離れて暮らす学生のうち、経済的に厳しい状況にあるものについて、外部有識者から構成される「NHK受信料制度等検討委員会」の答申(平成30年1月12日)や国民・視聴者を対象とした意見募集(平成30年7月27日から同年8月9日まで)の結果を踏まえ、受信料の負担の軽減の観点から、受信料免除の対象とするものであり、必要かつ適当なものと認められる。

また、本件免除による事業収入の減収額については、平成30年度4.2億円、平成31年度以降年間23億円と見込まれ、本件免除に係る支出額については、平成30年度1.7億円と見込まれるところ、日本放送協会が公共放送の担い手として社会的使命を果たす上で大きな影響を及ぼすものではないと認められる。

よって、本件申請については、申請のとおり認可することとしたい。

## 参照条文

### ○ 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）（抄）

（受信契約及び受信料）

第六十四条 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送（音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。第二百二十六条第一項において同じ。）若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。

2 協会は、あらかじめ、総務大臣の認可を受けた基準によるのでなければ、前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない。

3・4 （略）

（電波監理審議会への諮問）

第七十七条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 （略）

二 第十八条第二項（定款変更の認可）、第二十条第八項（第六十五条第五項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協定の認可）、第二十条第九項（実施基準の認可）、同条第十四項（任意的業務の認可）、第二十二條（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可）、第六十四条第二項及び第三項（受信料免除の基準及び受信契約条項の認可）、第六十五条第一項（国際放送等の実施の要請）、第六十六条第一項（放送に関する研究の実施命令）、第七十一条第一項（収支予算等の認可）、第八十五条第一項（放送設備の譲渡等の認可）、第八十六条第一項（放送の廃止又は休止の認可）、第八十九条第一項（放送の廃止又は休止の認可）、第九十三条第一項（基幹放送の業務の認定）、第九十六条第一項（地上基幹放送の業務の場合に限る。）（認定の更新）、第九十七条第一項本文（基幹放送の放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可）、第一百六条の三第一項（経営基盤強化計画の認定）、第一百二十条（放送局設備供給役務の提供条件の変更命令）、第一百四十一条（受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令）、第一百五十六条第一項、第二項若しくは第四項（有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令）、第一百五十九条第一項（認定放送持株会社に関する認定）又は第一百六十七条第一項（センターの指定）の規定による処分

三～六 （略）

2 （略）

### ○ 放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)（抄）

（受信料免除基準の認可申請）

第二十二條 法第六十四条第二項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

一 受信料免除の基準

二 受信料免除の理由

三 受信料の免除が事業収支に及ぼす影響に関する計算又は説明

四 実施しようとする期日

## ○ 日本放送協会受信規約（抄）

（放送受信料の免除）

第10条 放送法第64条第2項の規定に基づき、免除基準に該当する放送受信契約については、申請により、放送受信料を免除する。ただし、災害被災者の放送受信契約については、申請がなくても、期間を定めて免除することがある。

2・3（略）

4 NHKは、免除基準に定めるところにより、定期的に、第2項に定める免除を受けようとする理由の証明書を発行する者への照会等により、第1項本文により放送受信料の免除を受けている者にかかる免除の事由が存続していることを調査するものとする。

5 NHKは、免除の事由が存続していることを確認するため、第1項本文により放送受信料の免除を受けている者に対し、免除の理由の証明書の提出を求めることができる。

6（略）

## ○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第二百二十四条 第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。

第二百三十四条 第一条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第二百三十四条に規定する専修学校の教育を行うものを除く。）は、各種学校とする。

2 第四条第一項前段、第五条から第七条まで、第九条から第十一条まで、第十三条第一項、第十四条及び第四十二条から第四十四条までの規定は、各種学校に準用する。この場合において、第四条第一項前段中「次の各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する各種学校又は私立の各種学校」と、「当該各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第十条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事に」と、第十三条第一項中「第四条第一項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する各種学校又は私立の各種学校」と、「同項各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、同項第二号中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第十四条中「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する各種学校については都道府県の教育委員会、私立の各種学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。

3 前項のほか、各種学校に関し必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める。

## ○ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成七年法律第八十六号）

（目的）

第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施が公益の増進のために重要となっていることにかんがみ、当該事業を適正に実施し得る公益法人を認定する制度を設けるとともに、公益法人による当該事業の適正な実施を確保するための措置等を定め、もって公益の増進及び活力ある社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 公益社団法人 第四条の認定を受けた一般社団法人をいう。
- 二 公益財団法人 第四条の認定を受けた一般財団法人をいう。
- 三 公益法人 公益社団法人又は公益財団法人をいう。
- 四 公益目的事業 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であつて、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

平成30年9月10日

日本放送協会放送受信規約の変更の認可  
(平成30年9月10日 諮問第26号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(梶田課長補佐、東出係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(広瀬課長補佐、桐明係長)

電話：03-5253-5778

## 日本放送協会放送受信規約の変更の認可

### 1 申請の概要

日本放送協会から、放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 64 条第 3 項の規定に基づき、以下のとおり、日本放送協会放送受信規約の変更の認可申請があった。

- 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）（抄）  
（受信契約及び受信料）  
第六十四条（略）
  - 2（略）
  - 3 協会は、第一項の契約の条項については、あらかじめ、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
  - 4（略）

#### （1）放送受信規約の変更の概要及び理由

衛星放送受信機の設置確認を迅速かつ的確に行うため、当該受信機の画面にNHKへの連絡を促すメッセージ（以下「設置確認メッセージ」という。）を表示しており、現行の放送受信規約第 7 条第 2 項では、NHKは受信機を設置した者から、受信機に使用する集積回路内蔵型カードの識別番号（以下「B-CASカード番号」という。）の連絡を受けた場合、当該受信機の画面に設置確認メッセージを表示しない措置をとるものとするとして規定されている。

今後、新 4K 8K 衛星放送に対応した衛星放送受信機が発売されることにより、従前より運用している「B-CASカード番号」に加え、新たに「ACAS番号」の連絡を受けて設置確認メッセージを表示しない措置をとることになることから、放送受信規約について規定の整備を行うものである。

## (2) 日本放送協会放送受信規約の変更案

「日本放送協会放送受信規約」新旧対照表

( \_\_\_\_\_ 部分は、変更部分)

変更案	現行
<p>(メッセージの表示)</p> <p>第7条 NHKは、受信機(衛星系によるテレビジョン放送を受信できるものに限る。以下この条において同じ。)を設置した者にその設置の旨をNHKに連絡するよう促す文字(以下「設置確認メッセージ」という。)を当該受信機の画面に表示する措置をとることができる。</p> <p>2 NHKは、受信機を設置した者から以下の各号に掲げる事項の連絡を受けた場合には、当該受信機の画面に設置確認メッセージを表示しない措置をとるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>受信機の画面にB-CASカード番号またはACAS番号として表示される識別番号</u>(以下「ID番号」という。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに掲げる理由により、NHKにおいて前項各号に掲げる事項の1に該当する事実を確認できない場合には、NHKは第1項の措置をとることができるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項の連絡の後、<u>前項第2号のID番号を変更したこと</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(メッセージの表示)</p> <p>第7条 NHKは、受信機(衛星系によるテレビジョン放送を受信できるものに限る。以下この条において同じ。)を設置した者にその設置の旨をNHKに連絡するよう促す文字(以下「設置確認メッセージ」という。)を当該受信機の画面に表示する措置をとることができる。</p> <p>2 NHKは、受信機を設置した者から以下の各号に掲げる事項の連絡を受けた場合には、当該受信機の画面に設置確認メッセージを表示しない措置をとるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>受信機に使用する集積回路内蔵型カード(以下「ICカード」という。)のカード識別番号</u>(以下「ID番号」という。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに掲げる理由により、NHKにおいて前項各号に掲げる事項の1に該当する事実を確認できない場合には、NHKは第1項の措置をとることができるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項の連絡の後、<u>受信機に使用するICカードのID番号を変更したこと</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>
<p>付則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規約は、<u>平成30年9月10日</u>から施行する。</p> <p>2～7 (略)</p>	<p>付則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規約は、<u>平成29年5月30日</u>から施行する。</p> <p>2～7 (略)</p>

(3) 契約条項の変更が事業収支に及ぼす影響

本件申請は、今後、新4K8K衛星放送に対応した衛星放送受信機の発売により、新たに「ACAS番号」の連絡を受けて設置確認メッセージを表示しない措置をとることになることに伴う規定の整備であり、事業収支に影響を及ぼすものではない。

(4) 実施しようとする時期

平成30年9月10日から施行する。

2 審査の結果

本件申請は、上記のとおり、今後、新4K8K衛星放送に対応した衛星放送受信機の発売により、新たに「ACAS番号」の連絡を受けて設置確認メッセージを表示しない措置をとることになることに伴う規定の整備であり、妥当なものであると認められることから、申請のとおり認可することが適当であると認められる。

- 日本では、地上デジタル放送、BSデジタル放送、110度CSデジタル放送を視聴する受信機(テレビ)で適切なコンテンツ保護(放送のコンテンツ保護・有料放送の視聴制御)を図るため、「B-CASカード」が広く使われている。

### B-CASカードの不正改ざん

- 地上デジタル放送開始(2003年12月)直後より不正事例が発生

例)2012年6月、改ざんプログラムの提供やカードの改ざん、また改ざんカードをネットオークションで販売するなどした計3人を京都府警が逮捕。

### 新4K8K衛星放送の開始

- 「4K・8K推進のためのロードマップ」(2015年7月改訂)に沿って、2018年12月から新4K8K衛星放送が開始

### 暗号化方式等の高度化

- 2014年7月、総務省において、強制規格として、スクランブルの方式(暗号化方式、暗号鍵の長さ)を策定
  - ・ 総務省令「標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式」(平成23年総務省令第87号)
  - ・ 総務省告示「スクランブルの方式を定める件」(平成26年総務省告示第235号)

### 新たな放送方式への対応が必要

### 新CAS(ACAS)の仕様(民間規格)を策定

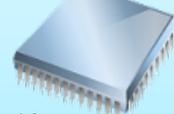
- ・ 2014年7月に、(一社)電波産業会※において、アクセス制御方式の詳細な運用方法等(スクランブル仕様、コンテンツ保護仕様等)を策定。 ※ 放送事業者、通信事業者、受信機製造者等の民間事業者で構成
- ・ 2015年4月に、(一社)新CAS協議会において、ACASの開発仕様(実装方式)を策定。

## 【ACASの概要】

- **ACAS** は、現行の2K放送（地上波・BS・CS）と4K8K放送の両方に対応し、**新4K8K衛星放送の視聴に必須な機能**
- 新たな暗号化方式（128bitの鍵長・AES/Camellia）やアップデート機能を追加することでセキュリティを強化

【2K放送（地デジ・BS・CS110）に対応】  
 ・無料放送のコンテンツ権利保護（RMP）  
 ・有料放送の限定受信システム（CAS）

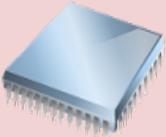
ACASチップ



（寸法 約 5×6×1 mm）

【新4K8K衛星放送に対応】  
 ・無料放送のコンテンツ権利保護（RMP）  
 ・有料放送の限定受信システム（CAS）

## 【各放送とCASの対応】

現在【2K：地デジ・BS・CS110】	2018年12月～【2K、4K・8K】
<p data-bbox="171 782 598 879">3波（地上波・BS・CS） 共用受信機</p>  	<div data-bbox="1156 791 1541 1029"> <p>4K8K (BS・CS) 2K (地上・BS・CS)</p>  <p>ACAS</p> </div> <div data-bbox="1172 1129 1529 1348"> <p>2K (地上・BS・CS)</p>  </div>

## 総務省

- 新CAS協議会に対する消費者への周知の要請
  - 平成29年12月に丁寧な周知を図ることを要請、平成30年1月に回答を受領
- 総務省HPを通じた情報公開
  - 平成30年6月より4K8Kポータルサイトに関連情報を掲載
- 関係団体との連携
  - 各業界団体に対して周知への協力の呼びかけ
  - 消費者団体への新CASに関する情報提供
  - 新4K8K衛星放送の視聴方法に関する周知

## 新CAS協議会

- 要員体制の拡充
  - 周知担当の要員を拡充
- 対応窓口の設置
  - 平成30年9月よりセンターを運用開始
- 関係団体との連携
  - 平成30年2月より関係団体との連絡会を設置し、具体的な周知方策や周知方法を検討
- 受信機同梱用リーフレットの作成
  - 各放送事業者と連携し、ACAS番号の表示方法や使用方法等に関するリーフレットを作成
  - 受信機メーカーへの協力を要請

## 参照条文

### ○ 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）（抄）

（受信契約及び受信料）

第六十四条 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送（音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。第二百二十六条第一項において同じ。）若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。

2 （略）

3 協会は、第一項の契約の条項については、あらかじめ、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 （略）

（電波監理審議会への諮問）

第七十七条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 （略）

二 第十八条第二項（定款変更の認可）、第二十条第八項（第六十五条第五項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協定の認可）、第二十条第九項（実施基準の認可）、同条第十四項（任意的業務の認可）、第二十二條（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可）、第六十四条第二項及び第三項（受信料免除の基準及び受信契約条項の認可）、第六十五条第一項（国際放送等の実施の要請）、第六十六条第一項（放送に関する研究の実施命令）、第七十一条第一項（収支予算等の認可）、第八十五条第一項（放送設備の譲渡等の認可）、第八十六条第一項（放送の廃止又は休止の認可）、第八十九条第一項（放送の廃止又は休止の認可）、第九十三条第一項（基幹放送の業務の認定）、第九十六条第一項（地上基幹放送の業務の場合に限る。）（認定の更新）、第九十七条第一項本文（基幹放送の放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可）、第一百六条の三第一項（経営基盤強化計画の認定）、第一百二十条（放送局設備供給役務の提供条件の変更命令）、第一百四十一条（受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令）、第一百五十六条第一項、第二項若しくは第四項（有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令）、第一百五十九条第一項（認定放送持株会社に関する認定）又は第一百六十七条第一項（センターの指定）の規定による処分

三～六 （略）

2 （略）

### ○ 放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)（抄）

（契約条項の認可申請）

第二十四条 法第六十四条第三項の規定により認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

一 設定又は変更しようとする契約条項

二 設定又は変更しようとする理由

三 契約条項の設定又は変更によつて事業収支に影響を及ぼすときは、その計算又は説明

四 実施しようとする期日